

社会福祉法人の力を地域に

～社会福祉法人の地域における公益的な取組を紹介～

社会福祉法が改正され、全ての社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが責務として規定されました。社会福祉法人の公益性・非営利性など、その本旨に従い、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。

2019年1月掲載

「社福バスを活用した支援者間の見守り体制構築」

能登福祉会・緑会・七尾市社会福祉協議会

七尾市内で特別養護老人ホーム等を経営している社会福祉法人能登福祉会と緑会は、石川県社会福祉法人経営者協議会のモデル事業を受け、平成29年から公共交通空白地の移動支援に取り組んでいます。



社会福祉法人 能登福祉会・社会福祉法人 緑会 社福バス
最寄りのバス停まで送迎します
福祉施設の車両でバス停まで送迎します

送迎対象者
地域住民で会員登録した人
※介助なしで乗下車できる人
会員登録が必要です(登録料はかかりません)

運行区域
① 岡町・湯川町～殿町または上湯川バス停
② 沢野町・殿町～殿町バス停
※利用者自宅～バス停までの送り迎え

送迎料
(月～金) 週1便～
運賃 無料

予約方法
前日の午前10時までには電話予約
TEL 53-6690

お申し込み・問い合わせ
社会福祉法人 能登福祉会
あっとほーむイースト担当:沖
TEL 53-6690

運行可能時間	
送り(往)	迎え(帰)
① 上湯川バス停 6:37発	① 殿町バス停 13:14着
② 殿町バス停 6:54発	② 殿町バス停 15:59着
③ 上湯川バス停 7:54発	③ 殿町バス停 18:04着
④ 殿町バス停 12:09発	

デイサービス等の送迎車を活用。社会福祉法人が運行するバスとしてシンプルに『社福バス』と命名

「社福バスの運行」

公共交通空白地の解消を目的に、七尾市役所・七尾市社会福祉協議会・社会福祉法人(能登福祉会と緑会)で実施の可能性を模索し、2法人が介護保険事業所を運営している東湊地区(殿町・沢野町周辺)にターゲットを絞り企画しました。運行にあたっては、「空白地」住民を目的地まで送迎してしまうと、路線バスの利用者はさらに減少し廃線につながってしまうため、送迎先をバス停までにするなど留意しています。

「地域の活動として」

まず、対象地域の町会関係者や民生委員などに対し、七尾市社協と協力し地域説明会を開催しました。会員登録が必要なこと、デイサービス送迎車を活用するため、利用料は無料であること、ただし、未稼働時の活用のため、路線バスとの接続ダイヤが限定されること、利用に際しては前日までに予約が必要なこと等を説明しました。

このような準備をふまえ、地域の賛同を得、対象地域にチラシを全戸配布し住民に周知しました。また、民生委員より移動支援が必要な方々にバスの運行内容や登録方法などを説明し訪問していただきました。

「支援者間の見守り体制構築」

社福バスの運行に加え、送迎時に利用者や地域住民の異変を感じた場合の連絡体制構築づくりを七尾市社協から提案がありました。送迎バスの運転手と町会長、民生委員との顔合わせ、普段の運行等で気にかかっていることなどを話し合い、緊急対応が必要な場面に遭遇した場合など、日頃から施設職員と民生委員等の支援者間での情報共有や、連絡を取り合う体制づくりを行いました。

せっかくの活動なのでもっと登録者を増やすよう潜在ニーズの掘り起し調査を東湊地区社協と民児協が行うことも決まりました。地域の活動として定着するよう関係者の話し合いを続けていきます。



ご夫婦で登録されている方も「大変助かっています」



見守り活動について意見交換を行う参加者たち

【問い合わせ】 七尾市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL 0767(52)2099

◇◇◇地域における公益的な取組をシリーズで発信していきます。情報をお寄せください。◇◇◇